

兵庫県公報

令和元年6月26日 水曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則

ページ

○ ため池の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（農地整備課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●ため池の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

ため池の保全等に関する条例の一部改正により、ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれが特にあるものを特定ため池として指定するとともに、当該特定ため池において行う防災工事についての届出制及び土地の掘削等の行為の許可制を導入すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

ため池の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第6号

ため池の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ため池の保全等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「管理者」を「所有者等」に改める。

第8条を削る。

第7条の見出し中「特定ため池に係る廃止」を「既存ため池」に改め、同条中「第14条」を「第14条第1項」に改め、「特定ため池の廃止の」を削り、「特定ため池廃止届（様式第8号）に、知事が必要と認める」を「条例第11条第2項第2号から第6号までに掲げる事項を記載した届出書に、次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 既存ため池の位置図
- (2) 所有者等が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- (3) 管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第7条を第8条とする。

第6条の見出し中「ため池附属施設の設置等」を「ため池の設置」に改め、同条第1項中「ため池附属施設設置等届（様式第6号）に、知事が必要と認める」を「条例第11条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書に、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 設置しようとするため池の位置図
- (2) 所有者等が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- (3) 管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第6条第2項を削り、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「特定ため池に係る管理者」を「ため池に係る変更」に改め、同条第1項中「第12条第1

項」を「第11条第6項、第13条第2項又は第14条第2項」に改め、「による」の右に「変更の」を加え、「特定ため池管理者届（様式第4号）に、特定ため池の位置図その他」を「次に掲げる事項を記載した届出書に、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該届出に係るため池の所在地及び名称
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) 変更の年月日

第5条第2項中「第12条第2項」を「第11条第6項、第13条第2項又は第14条第2項」に改め、「による」の右に「廃止の」を加え、「特定ため池管理者等変更届（様式第5号）」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該届出に係るため池の所在地及び名称
- (2) 廃止の理由
- (3) 廃止の年月日

第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「特定ため池」を「ため池」に改め、同条第1項中「第10条第5項」を「第11条第5項」に、「特定ため池設置工事着手届」を「ため池設置工事着手届出書」に改め、同条第2項中「第10条第5項」を「第11条第5項」に、「特定ため池設置工事完了届」を「ため池設置工事完了届出書」に改め、同項第1号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「特定ため池」を「ため池」に改め、同項第2号中「特定ため池」を「ため池」に改め、同項第3号中「第10条第3項の特定ため池工事設計書」を「第11条第3項のため池工事設計書」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「特定ため池の設置」を「ため池の設置の許可」に改め、同条第1項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条第2項中「第10条第3項」を「第11条第3項」に改め、同項第1号中「特定ため池」を「ため池」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「特定ため池」を「ため池」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第10条第2項第3号」を「第11条第2項第5号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 所有者等が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- (3) 管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（設置の許可を要するため池の要件）

第3条 条例第11条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 当該ため池からの水平距離が100メートル未満の区域に住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設（以下「住宅等」という。）が存すること。
- (2) 貯水する容量が1,000立方メートル以上であり、かつ、当該ため池からの水平距離が500メートル未満の区域に住宅等が存すること。
- (3) 貯水する容量が5,000立方メートル以上であること。

第9条中「条例又はこの規則」を「条例第11条第2項又はこの規則第10条若しくは第13条」に改め、同条を第15条とし、第8条の次に次の6条を加える。

（特定ため池の指定の要件）

第9条 条例第17条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 当該ため池の決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）のうち当該ため池からの水平距離が100メートル未満の区域に住宅等（当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがない住宅等を除く。次号及び第3号において同じ。）が存すること。
- (2) 貯水する容量が1,000立方メートル以上であり、かつ、浸水区域のうち当該ため池からの水平距離が500メートル未満の区域に住宅等が存すること。
- (3) 貯水する容量が5,000立方メートル以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。
- (4) 当該ため池が警戒区域等（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域その他の同法第2条に規定する急傾斜地の崩壊等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある区域をいう。以下同じ。）にあり、かつ、急傾斜地の崩壊等により当該ため池が決壊した場合に当該警戒区域等に存する住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれがあると認められること。

(5) 当該ため池から農業用水の供給を受ける農用地の面積が5,000平方メートル以上であり、かつ、浸水区域に農用地、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設又は畜舎、温室その他の農業用施設が存すること。

(6) 浸水区域に、不特定かつ多数の者が利用する施設であつて、市町の長からの申出を考慮して、当該ため池の決壊による水害その他の災害から保護する必要性が特に高いと知事が認めるものが存すること。

(防災工事の届出)

第10条 条例第18条第1項及び第5項の規定による届出は、防災工事計画届出書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 特定ため池の位置図、平面図及び構造図
- (2) 当該届出者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- (3) 当該届出者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(届出を要しない防災工事)

第11条 条例第18条第1項ただし書に規定する規則で定める防災工事は、非常災害のため必要な応急措置として行う防災工事とする。

(特定ため池の機能の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)

第12条 条例第19条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 当該特定ため池に係る水底の掘削
- (2) 当該特定ため池に係る岸の形状の変更
- (3) 取水施設又は洪水吐きの変更又は廃止
(形状変更行為の許可の申請)

第13条 条例第19条第1項の規定による許可の申請は、特定ため池における行為許可申請書(様式第5号)に、当該行為に係る計画説明書及び計画図その他知事が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(特定ため池の機能の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為)

第14条 条例第19条第1項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 堤体、取水施設又は洪水吐きの軽易な修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該特定ため池の管理に係る行為
- (2) 土質試験その他の特定ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削
- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第8条に規定する河川工事の施行として行う行為
- (4) 国又は県が砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防工事の施行として行う行為
- (5) 国又は県が森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業の施行として行う行為
- (6) 国又は県が地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為
- (7) 国又は県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為

様式第1号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「特定ため池設置許可申請書」を「ため池設置許可申請書」に、「特定ため池を」を「ため池を」に、「第10条第1項」を「第11条第2項」に、

ふ り が な 特 定 た め 池 の 名 称	
特 定 た め 池 の 所 在 地	
特 定 た め 池 に よ り 農 業 用 水 の 利 益 を 受 け る 農 用 地 の 面 積	㎡

を

ふりがな		
ため池の名称		
ため池の所在地		
所有者	氏名(名称)	ほか名
	住所	
	代表者(法人の場合)	
管理者	氏名 (法人その他の団体にあっては名称)	
	住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
	代表者 (法人又は団体の場合)	
	管理の内容	ため池の操作・維持(除草等)・修繕・その他()
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)
電話番号		() -
ため池から農業用水の供給を受ける農用地の面積		m ²
堤高	m	堤頂長 m 総貯水量 m ³

に改める。

様式第2号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「特定ため池設置工事着手届」を「ため池設置工事着手届出書」に、「特定ため池の設置工事」を「ため池の設置工事」に、「第10条第5項」を「第11条第5項」に、

ふりがな	
特定ため池の名称	
特定ため池の所在地	

を

ふりがな	
ため池の名称	
ため池の所在地	

に改める。

様式第3号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「特定ため池設置工事完了届」を「ため池設置工事着手完了届出書」に、「特定ため池の設置工事」を「ため池の設置工事」に、「第10条第5項」を「第11条第5項」に、

ふりがな	
特定ため池の名称	
特定ため池の所在地	

を

ふ り が な	
た め 池 の 名 称	
た め 池 の 所 在 地	

に改める。

様式第4号中「第5条関係」を「第10条関係」に、「特定ため池管理者届」を「防災工事計画届出書」に改め、「次のとおり」の右に「防災工事を施行するので、」を加え、「第12条第1項」を「第18条^(第1項)_(第5項)」に改め、「添付して」の右に「当該防災工事に関する計画」を加え、

特定ため池の管理者	氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）	
	電 話 番 号	() -
特定ため池により農業用水の利益を受ける農用地の面積		m ²

を

防災工事の種類	老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他
防災工事の内容及び施行方法	
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで

に改める。

様式第5号中「特定ため池管理者等変更届」を「特定ため池における行為許可申請書」に、「氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....㊦」

を

「氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....㊦

担当者氏名.....」

に改め、「特定ため池管理者届に係る届出事項を変更したので、」を削り、「第12条第2項」を「第19条第1項本文に規定する行為をしたいので、同項」に、「届け出ます」を「関係書類を添付して申請します」に、

変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
ふ り が な 特 定 た め 池 の 名 称		

を

「

ふ り が な	
特 定 た め 池 の 名 称	

」

に、

「

特定た め池の 管理者	氏名(法人その他の の団体にあつて は、名称及び代表 者の氏名)		
	住所(法人その他 の団体にあつて は、主たる事務所 の所在地)		
	電 話 番 号		
特定ため池により農業用 水の利益を受ける農用地 の面積		㎡	㎡

注 変更項目の変更前の欄は全て記入し、変更後の欄において変更のない項目は、「同左」と記入してください。

を

「

行 為 の 目 的	ア 農業のため イ ため池の有する多面的機能の発揮の促進のため ウ その他
行 為 の 内 容	
施 行 方 法	
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
備 考	

」

に改める。

様式第 6 号から様式第10号までを削る。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。